

# 臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案の概要

令和 3 年 8 月  
厚生労働省医政局医事課  
文部科学省高等教育局医学教育課

## 1. 改正の趣旨

- 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。）第 2 条は、文部科学大臣及び都道府県知事が行う臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号に規定する学校又は臨床検査技師養成所の指定に係る基準について定めているところ、当該基準の一つとして、指定規則別表第一に定める教育内容を行うものであることとしており、また、同表中備考欄において、同表に掲げる臨地実習の実施に当たっては、指定規則別表第二に定める臨地実習の内容ごとに実施又は見学させる行為を行うこととしている。
- 今般、第 204 回国会において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）が成立し、また、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 202 号）及び診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 119 号）が公布され、令和 3 年 10 月 1 日から施行されることにより臨床検査技師の業務範囲が拡大されることに伴い、その養成課程について所要の見直しが必要となることから、厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）において、臨床検査技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、報告書がとりまとめられた。
- 当該報告書においては、指定規則別表第二に定める臨地実習において学生に必ず見学させる行為について
  - ・ 運動誘発電位検査
  - ・ 体性感覚誘発電位検査
  - ・ 消化管内視鏡検査を追加する等の方向性が示されており、これを踏まえ指定規則について所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

- 指定規則別表第二を改正し、臨地実習の内容ごとに見学させる行為を改め、
  - ・ 生理学的検査に関する実習の項の下欄（見学させる行為の欄）に「運動誘発電位検査」及び「体性感覚誘発電位検査」
  - ・ その他の実習の項の下欄（見学させる行為の欄）に「消化管内視鏡検査」を加える。
- 指定規則別表第二に備考を新設し、
  - ・ 中欄（実施させる行為の欄）に掲げる行為により得られた検査資料・検査結果を診療の用に供する場合は、実習指導者による確認が必要であること
  - ・ 表に掲げる行為の実施や見学に当たっては、患者の同意を得て行うことを加える。
- その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠法令

4. 施行期日等

- 公布日：令和 3 年 9 月下旬（予定）
- 施行期日：公布日